

1. 製品及び会社情報

製品名	:防湿コーティング剤:BS-C20B, BS-C2005		
会社名	:太洋電機産業株式会社	担当部門	:技術部
住所	:〒720-0092 広島県福山市山手町 2-16-8		
電話番号	:084-951-1512	FAX 番号	:084-951-9531 E-mail :info@goot.co.jp
作成	:2001年2月22日	改訂	:2017年10月4日

2. 危険有害性の要約

GHS 分類	
<物理化学的危険性>	
引火性液体	:区分 2
<健康に対する有害性>	
急性毒性(吸入)	:区分 4
皮膚腐食性・刺激性	:区分 2
目に対する重篤な損傷・眼刺激性	:区分 2A
生殖毒性	:区分 1A
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	:区分 1(中枢神経系) :区分 3(気道刺激性)(麻醉作用)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	:区分 1(中枢神経系、腎臓)
吸引性呼吸器有害性	:区分 1
環境に対する有害性	
水環境急性有害性	:区分 1
水環境慢性有害性	:区分 3
<絵記号又はシンボル>	
	
<注意喚起語>	
・危険	
<危険有害性情報>	
<ul style="list-style-type: none"> ・引火性の高い液体及び蒸気 ・飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ ・皮膚刺激 ・強い眼刺激性 ・吸入すると有害(気体、蒸気、粉塵、ミスト) ・呼吸器へ刺激のおそれ ・眠気及びめまいのおそれ ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ・臓器(中枢神経系)の障害 ・長期、又は反復暴露により臓器、(中枢神経系、腎臓、肝臓)の障害 ・水生生物に毒性 	
<注意書き>	
【安全対策】	
<ul style="list-style-type: none"> ・使用前に取扱説明書を入手すること。 ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 	

- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源からとおざけること。— 禁煙
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
- ・火花を発生させない工具を使用すること。
- ・容器を接地すること。/アースをとること。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- ・ミスト、蒸気を吸入しないこと。
- ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること
- ・この製品を使用するとき、飲食または喫煙をしないこと。
- ・取り扱い後はよく手を洗うこと。
- ・環境への放出を避けること。

【救急処置】

- ・吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
- ・飲み込んだ場合 : 医師に連絡すること。無理に吐かせない。
- ・眼に入った場合 : 水で数分間、注意深く洗う。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗う。
- ・皮膚に付着した場合 : 流水、シャワーで十分に洗う。
- ・皮膚(又は毛髪)に付着した場合 : 直ちに全ての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。
- ・ばく露又はその懸念がある場合 : 医師に連絡すること。
- ・眼に刺激が持続する場合 : 医師の診断、手当てをうける。
- ・皮膚に刺激が持続する場合 : 医師の診断、手当てをうける。
- ・気分が悪いとき : 医師の診断、手当てをうける。

【保管】

- ・容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

【廃棄】

- ・内容物や容器を都道府県、国の法律に従って処理すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	: 混合物			
化学名又は一般名	: シリコーン溶液			
成分及び含有量	化学式又は構造式	官報公示整理番号 (化審法 安衛法)	CAS No.	
①トルエン	75 - 80%	C6H5CH3	(3) - 2	108-88-3
②イソブチルアルコール	1 - 5%	(CH3) 2CHCH2OH	(2) - 3049	78-83-1
③シリコーン	15 - 24 %	非公開	非公開	非公開

4. 応急処置

吸入した場合	: 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。必要に応じて酸素、人工呼吸を行う。被災者が物質を吸入した場合、マウスツーマウス蘇生法を行ってはならない。一方向弁付携帯マスク又は適切な呼吸器医療機器を使用して人工呼吸を行う。気分が悪いときは医師に連絡すること
皮膚に付着した場合	: 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐ。皮膚を石鹼と水でよく洗い落とす。皮膚刺激性がある場合は医師の手当て、診断を受けること。
眼に入った場合	: 直ちに多量の水で15分以上洗浄すること。コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合	: 口をすすぐこと。直ちに医師の手当てを受けること。嘔吐させないこと。もし嘔吐が起こったら、胃の嘔吐物が杯に入らないよう頭部を下げる。
暴露又は暴露の懸念がある場合	: 医師の診断/手当てを受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状	: 吸引すると肺浮腫と肺炎を起こす可能性がある。
応急処置をする者の保護	: 医療スタッフに物質が何であるか伝え、自身の保護装置にも気をつける。汚染された衣類を再使用する場合は洗濯をすること。

5. 火災時の措置

消火剤	: 水噴霧。泡消火器。粉末消火剤。二酸化炭素
使ってはならない消火剤	: 棒状注水
特有の危険有害性	: 加熱及び火災によって有害な蒸気、ガスを発生することがある。 : 引火性の高い液体及び蒸気。
特有の消火方法	: 火災、爆発の場合、ヒュームを吸入してはならない。危険でなければ、火災区域から容器を移動させる。流出水は環境に有害性の懸念あり。
消火を行う者の保護	: 消火作業の際は、防火衣、ヘルメット、手袋、ゴムブーツを含む保護衣、自給式呼吸器(SCBA)を着用する。

6. 漏出時の措置

<p>人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の立ち入りを禁止する。 ・漏洩しても火災が発生していない場合、全身化学防護服を着用する。 ・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 ・直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 ・作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
<p>環境に対する注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境中に放出してはならない。
<p>回収、中和、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての着火源を取り除く。可燃性物質を流出物から遠ざける。 ・少量の場合、布等の吸収材で拭き取る。残った汚染を取り除く為に床をよく清掃する。 ・大量の場合、プラスチックのシートで覆い、拡散を防止する。バーミキュライト、砂、土等の不燃性材料を用いて物質を吸収し、容器へ収める。水路、下水道、地下又は密閉地域への流入を防ぐ。 ・元の容器に回収して再使用することは絶対に避けること。
<p>封じ込め及び浄化の方法・機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記 回収、中和参照。
<p>二次災害の防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止） ・排水溝、下水溝、地下室或いは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

【取扱い】	
技術的対策	: 製品を取り扱う時使用する全ての装置は、接地しておく。火花を発生させない工具及び防爆型装置を使用する。
局所排気・全体換気	: 蒸気は、空気と混合し、爆発性混合物を生成することがある。屋外又は換気のよい場所でのみ使用すること。

安全取扱注意事項	: 使用前に取扱説明書を入手すること。 : すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 : 裸火、熱源又は発火源の近くでの取り扱い、保管、開封をしてはいけない。 : 直射日光に当てない。 : 禁煙、静電気の放電防止策を施す。 : 個人用保護具を使用し、皮膚に触れない、又眼に入らないようにすること。 : 使用中は飲食をしないこと。 : 取り扱い後はよく手を洗うこと。 : 環境への放出をさけること。 : 排水路に流してはならない。 : ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 : 妊娠中/授乳期中は接触を避けること。 : 屋外又は換気のよい区域でのみ使用すること。
接触回避	: 「10.安定性及び反応性」を参照。
【保管】	
技術的対策	: 特に無。
保管条件	: 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。 : 容器は直射日光が入らない乾燥した場所で保管すること。 : 容器を密閉して換気のよい冷所で保管すること。 : 施錠して保管すること。
混触危険物質	: 「10.安定性及び反応性」を参照。
容器包装材料	: 元の容器で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: ① 20ppm	② 50ppm
許容濃度 (日本産衛学会)	: ① 50ppm (TWA) 188 mg/m ³	② 50ppm (TWA) 150 mg/m ³
許容濃度 ACGIH (2005 年版)	: ① 20ppm (TWA)	② 50ppm (TWA)
設備対策	: 防爆型の全体及び局所排気型換気装置。洗眼設備を設置する。	
保護具	: 適切な呼吸器保護具を着用すること。	
【呼吸器の保護具】	: 適切な呼吸器保護具を着用すること。	
【手の保護具】	: 保護手袋着用	
【眼の保護具】	: 眼の保護具を着用する。保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付眼鏡型、ゴーグル型)	
【皮膚及び身体保護具】	: 適切な保護衣を着用。	
【衛生対策】	: 取り扱い後はよく手を洗うこと。使用中は飲食又は喫煙をしないこと。	

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色	: 無色透明液体
臭い	: 溶剤臭
PH	: データ無
融点・凝固点	: 該当しない。
沸点、初留点及び沸騰範囲	: 108°C (イソブチルアルコール)
引火点	: 5°C(密閉式)
爆発範囲	: 下限 1.4% 上限 6.7% (トルエン)
蒸気圧	: 1.1kPa(20°C)(イソブチルアルコール)
蒸気密度(空気=1)	: 3.1(トルエン)
比重(密度)	: 0.92(25°C)
溶解度	: 水に不溶

オクタノール/水配係数	: 該当しない。
自然発火温度	: >300°C
分解温度	: データ無
臭いの閾値	: データ無
蒸発速度(酢酸ブチル=1)	: >1
燃焼性(固体、ガス)	: 該当しない

10. 安定性及び反応性

安定性	: 安定。通常の条件においては、安定である。
危険有害反応可能性	: 危険な重合はおこらない。
避けるべき条件	: 特に無。
混触危険物質	: 強酸化剤
危険有害な分解生成物	: 加熱又は燃焼により次の分解生成物を発生する可能性がある。 一酸化炭素、二酸化炭素等の酸化炭素類、不完全燃焼により生成する微量の炭素化合物 二酸化珪素、ホルムアルデヒド

11. 有害性情報

急性毒性	: ①トルエン 急性 吸入 ラット LC ₅₀ : 8000 mg/l 4hr 急性 経口 マウス LD ₅₀ : 5000 mg/kg 急性 経皮 ウサギ LD ₅₀ : 12124 mg/kg : ②イソブチルアルコール 急性 吸入 ラット LC ₅₀ : 8000 mg/l 4hr 急性 経口 ラット LD ₅₀ : 3100 mg/kg 急性 経皮 ウサギ LD ₅₀ : 3392 mg/kg
皮膚腐食性・刺激性	: 皮膚刺激 (トルエン イソブチルアルコール)
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: 眼刺激(トルエン) : 強眼刺激(イソブチルアルコール)
呼吸器感受性 又は 皮膚感受性	: 情報無
生殖細胞変異原性	: 情報無
発がん性	: ACGIH 発がん性物質 トルエン グループ A4 ヒトへの発がん性を分類できない。 : IARC 発がん性評価モノグラフ トルエン グループ 3 ヒトへの発がん性を分類できない。
生殖毒性	: 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ疑い (トルエン)
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	: 下記の臓器に影響を与える可能性がある。 中枢神経系、気道刺激性、麻酔作用、(トルエン) 気道刺激性、麻酔作用(イソブチルアルコール)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	: 下記の臓器に影響を与える可能性がある。 中枢神経系、気道刺激性、麻酔作用、(トルエン)
吸引力呼吸器有害性	: 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ (トルエン)

12. 環境影響情報

水生環境有害性	: トルエン EC50 オオミジンコ: 5.46-9.83 mg/l 48hr LC50 ギンザケ: 5.5 mg/l 96hr : イソブチルアルコール EC50 ミジンコ: 950-1200 mg/l 48hr LC50 ブリーク(Alburnus alburnus: 1000 - 3000 mg/l 96hr
生態毒性	: 水生生物に毒性 (トルエン)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 廃棄物処理法の許可を受けた業者に処理を委託する。
汚染容器及び包装	: 関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 : 空容器を廃棄する場合は内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

【国際規制】	海上規制情報:	航空規制情報	
規定	IMDG の規定に従う。	IATA の規定に従う	
UN No.	1866	1866	
Proper Shipping Name	Resin solution flammable (Toluene)	Resin solution flammable (Toluene)	
Class	3	3	
Packing Group	II	II	
Marine Pollutant	Not regulated	---	
			
【国内規制】	陸上規制情報	海上規制情報	航空規制情報
15 章の規則に従うこと			
特別の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないよう積載すること。 ・危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺をおこないように運搬すること。 ・危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると、共に、もよりの消防機関その他関係機関へ通報すること。 ・輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 ・食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 ・重量物を上積みしない。 		

15. 適用法令

労働安全衛生法	危険物: 引火性のもの 特化則: 第一類、第二類、第三類に 非該当 有機則: 第二種有機溶剤に該当(トルエン、イソブチルアルコール) 名称等を表示・通知すべき有害物 (施行令第 18 条の 2 別表第 9): (トルエン、イソブチルアルコール) 【政令番号 407】 危険物: 引火性のもの(施行令別表第 1 第 4 号) 【政令番号 477】
毒物及び劇物取締法	: 非該当
労働基準法	: 非該当
化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律 (化審法)	: 優先評価化学物質 (トルエン)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)	: 第一種指定化学物質に該当 (トルエン) 政令番号 300 名称トルエン
消防法	: 第 4 類引火性液体、第 1 石油類(非水溶性液体) 危険等級 II
船舶安全法	: 引火性液体類
航空法	: 引火性液体類
海洋汚染防止法	: 非該当
火薬類取締法	: 非該当

高圧ガス取締法	:非該当
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	:許可を得た業者に処理を委託すること。
欧州 RoHS 指令	:規制対象物質含有及び使用無。

16. その他の情報

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者には提供するものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解したうえで、活用されるようお願いいたします。記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、以上の情報は新しい知見により改訂されることがあります。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。本資料に含まれる特性値などは、代表値であり、品質保証値ではありません。